

『調布市裁判執行債権管理ガイドブック』の概要（平成27年3月）

行革プラン2013に掲げた「債権管理に係るルールづくり（プラン35）」として、債権管理全般を解説するガイドブックを発行しました。

(1) これまでの課題

- ・ 関係する法令が複雑で取扱いが不明確
- ・ 課によって取扱いが異なり、管理方法が不統一
- ・ 収入未済額は増加傾向



(2) 解決の方向性

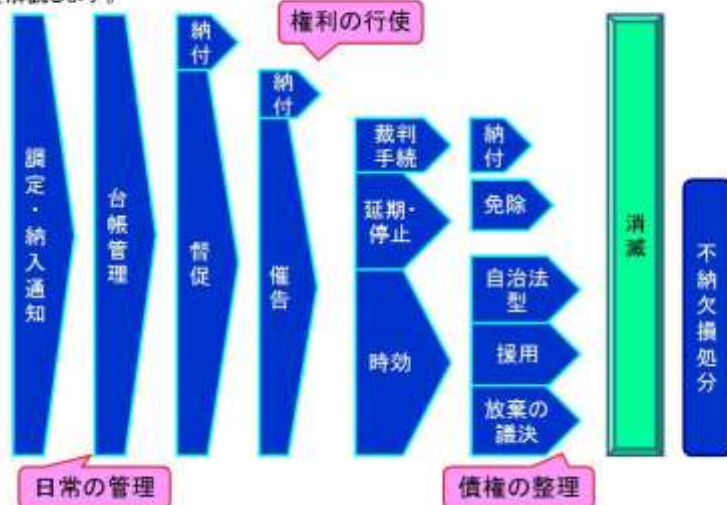
- ◎ 実務の取扱いを定める市統一のルールを決定
- ◎ 市のルールに基づき、取扱いを統一化・共通化
- ◎ 管理・回収の実効性・効率性の向上により収入未済額を縮減

(3) 債権管理のポイント

- ☆ 債権管理台帳の適正管理
- ☆ 滞納への迅速な初期対応
- ☆ 民法の消滅時効の取扱い

(4) 債権管理の全体像とガイドブックの構成

このガイドブックは、債権が発生してから消滅するまでの各段階に応じて、日常の管理（第2章）、権利の行使（第3章）、債権の整理（第4章）の順で、裁判執行債権の管理全般を解説します。



「裁判執行債権」とは…

- ・ 市の債権には、自力執行債権と裁判執行債権の2種類があります。
- ・ 自力執行債権は、法律で市自ら強制徴収することが認められているものです。
- ・ 裁判執行債権は、そうした強制徴収が認められず、最終的には裁判手続を利用して権利の実現を図るものです。ガイドブックでは、この裁判執行債権の管理の取扱いについて定めています。

《参考》自力執行債権徴収対策の基本姿勢（副市長訓示）

(5) 取組の成果

- 横断的取組による各課への浸透と収納意識の向上
- 法令に基づいた債権管理の推進（法令遵守の向上）
- 回収見込みのない債権の処理により効率化を進め、集中的な督促による収納の向上

(6) 今後への影響

- ◆ 資力のある未納者に対しては、裁判手続を利用した債権回収を実施（訴えの提起については、市議会の議決事項）
- ◆ 回収見込みのない債権の処理→ルール運用の初年度となる平成27年度においては、これまでに累積した債権を一括処理（例：生活保護費返還金）
- ◆ 回収見込みのない民法の消滅時効の適用を受ける債権では、不納欠損処分に当たり、権利の放棄に関する議案を決算議会（第3回定例会）に上程（例：延長保育利用料、学童クラブ育成料）